

未熟児養育医療費

申請手続きのご案内



●未熟児養育医療の給付制度とは

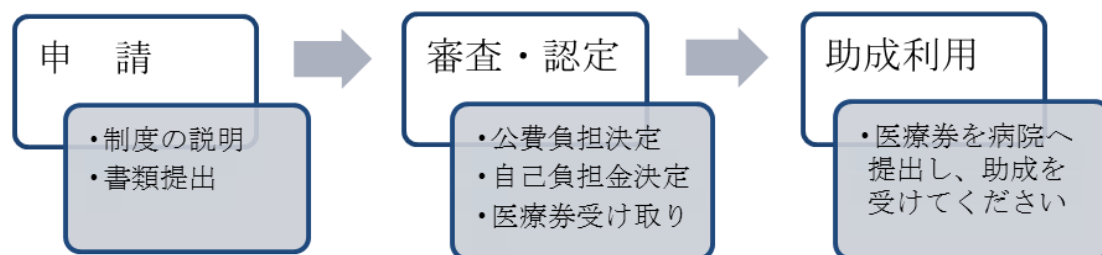
からだの発育が未熟なまま生まれた新生児は、入院により集中治療が必要になり、医療費は高額となります。この制度は、入院にかかる医療費（保険診療分）の経済的負担軽減を図るための制度です。

1. 対象

- ① 出生体重が2,000g以下の乳児
- ② 生活力が特に薄弱である乳児

①②のいずれかに該当し、医師が「未熟性」かつ「入院治療が必要」であると認め、**養育医療指定医療機関**にて入院治療を受けている市内在住の乳児

2. 申請から利用まで（退院前の申請が原則です。医療券発行まで約3週間を要します。）



3. 医療機関窓口での支払いについて

医療機関窓口で養育医療券を提出すると、医療費（保険診療分）の支払いはありません。ただし、保険診療外分（おむつ代やミルク・食事代等）については、病院窓口で請求されます。

4. 未熟児養育医療の自己負担金の納付について

世帯の所得状況により、「未熟児養育医療」の自己負担金（徴収金）が決定されますが、「子ども医療費助成金」を充てて納付に替えることができます。（申請時に「野田市養育医療の徴収金に係る申出書」の提出が必要です）

詳しくは児童家庭課にお問い合わせください。

5. その他

- 市民税非課税世帯（乳児と生計を共にしている方の全員が非課税）に該当する方は「標準負担減額認定書」※を医療機関に提出すると、入院時の食事療養費が減額されます。
※「標準負担減額認定書」は、加入されている保険証の担当窓口で発行しています。
- 医療券発行後に「保険証」や「税額」の変更があった場合は、速やかに児童家庭課で変更手続きをしてください。

提出に必要な申請書類については、裏面をご覧ください。

未熟児養育医療の手続き書類について

～準備できた書類は、□欄にチェックして活用してください～

チェック	申請手続きに必要なもの
	① 養育医療給付申請書（申請者が記入します）
	② 養育医療意見書（指定医療機関の主治医が記入します）
	③ 世帯調書（申請者が記入します）
	④ 健康保険証（申請されるお子さんの氏名が記載されているもの）
	⑤ 印鑑
	⑥ 養育医療の徴収金に係る申出書（申請者が記入します） （養育医療で決定された自己負担金（徴収金）の納付に「子ども医療費助成金」を充てるための申請です。）
	⑦ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの ⇒下記参照
	⑧ 同意書（地方税関連情報の取得）

～個人番号（マイナンバー）の記載について～

平成 28 年 1 月から、未熟児養育医療の給付申請の際に、対象児童の世帯構成員及び世帯外扶養義務者の個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

申請時には、①個人番号の確認（正しい番号であることの確認）と②本人の身元確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が必要ですので、次の必要書類をお持ちください。

<p>① 個人番号の確認 に必要な書類 (以下のいずれか)</p> <p>1 個人番号カード 2 通知カード 3 個人番号が記載された 住民票の写し</p>	+	<p>② 本人の身元確認に必要な書類 (以下のいずれか)</p> <p>1 個人番号カード 2 免許証やパスポート、身体障害者手帳、写真付住民 基本台帳カードなど ※1か2の写真付き書類がない場合、以下のうち2つの書 類で確認します。 ・保険証・子ども医療費助成受給券・年金手帳・通帳 ・児童扶養手当証書など</p>
--	---	--

〈申請窓口・お問合せ先〉野田市児童家庭課児童給付係

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 TEL04-7125-1111 (代) 内線 2135